

1. コンプライアンス推進の取組み状況について

(1) 島根原子力発電所点検不備に対する取組み状況

■再発防止対策の主な実施状況

前回委員会報告以降における再発防止対策の主な取組み状況は次のとおり。
なお、全体の実施状況は別紙のとおり。

a. 不適合管理プロセスの改善

平成29年2～4月の不適合判定検討会において、558件の不具合情報を審議し、このうち165件を不適合とした。

今回、Aグレード、Bグレードは発生していない。

b. 原子力部門の業務運営の仕組み強化

原子力部門戦略会議を定例的に開催し、点検不備問題、LLW流量計不適切事案に係る再発防止対策の進捗状況やその運用状況等について確認するとともに、有効性評価や今後の取組みの方向性を審議した。

また、原子力安全維持・向上活動および検査制度の見直しに係る対応状況や今後の進め方等について確認した。

c. 原子力安全文化醸成活動の推進

(a) 行動基準の振り返りおよび平成29年度行動基準の策定（4～5月）

島根原子力本部・発電所・建設所において、平成28年度に策定した「グループ行動基準」について、決めたとおりの行動をとることができたか、グループでの振り返りを実施するとともに、新たなグループの行動基準を策定した。

(b) 職場話合い研修（4～6月）

島根原子力本部・発電所・建設所において、話合い研修を4～6月にかけて実施中。

- 社内報に掲載されているインタビュー記事（各企業の取組みや心構え）を読み、「共感したこと」「それをどのように自分自身や職場へ活かしていくか」について担当内で意見交換を実施。意見交換を通じて、自らの業務の意義と各職場が業務に対しどのような姿勢で取り組んでいくべきかについてヒントを探る。

(c) 原子力安全文化講演会の開催（5月）

島根原子力発電所において、発電所員、関係会社社員等 計310名を対象に、自然災害に係るリスクを再認識することを目的として、社外講師による講演会を実施した。

【演題】中国地方の自然災害について

【講師】山口大学 副学長 三浦房紀先生

(d) 原子力安全文化の日（6月2日）の取り組み

地域社会の視点に立った安全文化の大切さや経営における原子力の重要性を全社で共有することを目的に、「原子力安全文化の日」行事を実施した。

- 全社行事：社長メッセージを発信するとともに、職場会議等の機会を捉え、点検不備問題の概要について、風化防止ビデオにより職場内で共有を図った。（原子力部門の社員は、点検不備問題に加えLLW流量計不適切事案の概要についても共有を図った。）
- 発電所行事：島根原子力発電所において、社長、関係役員、グループ・協力会社、発電所に勤務する全社員が参加して、社長訓話、グループ行動基準の発表、「誓いの言葉」の唱和、「誓いの鐘」の鐘鳴等を実施した。

(2) LLW流量計不適切事案に対する取組み状況

■再発防止対策の主な実施状況

前回委員会報告以降における再発防止対策の主な取組み状況は次のとおり。

a. 業務管理のしくみの改善

- ・「EAMの改良」について、管理対象とした機器の点検データを登録し、システムが正常に動作することを確認したうえで、4月からEAMによる点検管理の運用を開始した。

b. 業務運営の改善

- ・平成29年度取組み（継続）として、「管理者責務に関する教育・研修」の前年度行動目標に対する結果ふり返りと当年度目標の設定を実施中（4月～）。

c. 意識面の改善

- ・コンプライアンスに係る行動基準の中間振り返りを実施中（4～6月）。
- ・お客さま視点の価値観を認識する機会拡大施策を継続して実施中。

(3) コンプライアンス推進施策の主な実施内容

a. 平成28年度における内部統制システムの体制整備・運用状況（4月）

内部統制基本方針（平成28年6月改定）に基づき、平成28年度の体制整備・運用状況について、事業本部・部門の自己評価で特段の不備がないこと、また、考査部門による定例考査等において、内部統制上の重大な問題がないことを確認した。

b. 階層別コンプライアンス研修〔新入社員向け〕（4月）

当社で発生した不適切事案を知らない世代への研修となるため、動画（土用ダム問題、島根原子力発電所点検不備問題）や研修資料（LLW流量計不適切事案等）を活用しながら、当社がコンプライアンスを最優先するに至った経緯を十分に理解させるとともに、当社におけるコンプライアンスの定義やコンプライアンス経営推進宣言の「3つの行動」について、事例演習を交えながら解説した。

c. 不適切事案の水平展開（4月）

中国電力グループで発生した不適切事案や企業倫理相談窓口へ通報された事案（平成28年11月～平成29年1月）について、各事業本部・部門等へ水平展開した。

d. 職場実態・社員意識調査（5～6月）

今年度も昨年度と同様に当社のアンケートシステムを活用し、当社全社員とグループ会社8社を調査対象として実施中。（設問は、前回と同様の28問）

昨年度、各事業本部へフィードバックした内容については、事業所を訪問して意見交換する等、各課題に対して適切に対応していることを確認した。

e. 所属長の業務点検（5～7月）

自職場にある問題点や弱点を把握し、不適切な状況が深刻化することのないよう速やかに改善・見直しを図ることを目的として、全社の所属長が、全社共通項目（「所属長の意識面（心構え）に関する項目」、「所属長が現物確認等により点検する項目」）および事業本部等の独自項目をチェックリストとして点検を実施中。

f. グループ各社の内部統制システムの体制整備・運用状況（3～5月）

グループ各社が取締役会で決議した内部統制基本方針に基づき、平成28年度の体制整備・運用状況について取締役会に報告したことを確認した。また、一部のグループ会社において、不適切事案の発生が続いていることから、当社から当該会社に対して、コンプライアンス最優先の業務運営の更なる徹底を要請した。

2. 内部通報制度の運用状況について

平成29年2月から平成29年4月の間に、相談窓口に10件の通報・相談が寄せられた。いずれの事案についても必要に応じて事実調査等を行い、顕名による通報・相談者には結果を連絡するなど対応した（継続案件：1件）。

社内・社外別 通報・相談件数 (件)

	2月	3月	4月	計
社内窓口	1 (0)	4 (1)	2 (0)	7 (1)
社外窓口	0 (0)	2 (1)	1 (0)	3 (1)
計	1 (0)	6 (2)	3 (0)	10 (2)

() はグループ会社に関する受付件数を再掲

顕名・匿名別 通報・相談件数 (件)

	2月	3月	4月	計
顕名	0 (0)	3 (0)	2 (0)	5 (0)
匿名	1 (0)	3 (2)	1 (0)	5 (2)
計	1 (0)	6 (2)	3 (0)	10 (2)

() はグループ会社に関する受付件数を再掲

平成28年度通報・相談件数 (件) [参考] 平成27年度件数 (件)

	顕名	匿名	計	顕名	匿名	計
社内窓口	44 (2)	11 (3)	55 (5)	43 (2)	13 (1)	56 (3)
社外窓口	1 (0)	8 (1)	9 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
計	45 (2)	19 (4)	64 (6)	43 (2)	14 (1)	57 (3)

() はグループ企業に関する受付件数を再掲

(注) 前回委員会報告以降に進捗した箇所を網掛けで表示。

島根原子力発電所点検不備に係る再発防止対策の主な取り組み状況

直接的な原因に対する再発防止対策

点検計画表不備への対応

点検計画表の修正 (H22年6月末完了)

業務手順の改善・明確化, 手順書の見直し

直接原因に係る再発防止対策 (H22年7月末完了)
点検計画の作成・変更, 工事仕様書の作成手順の見直し等, 点検不備に至った業務手順の改善・明確化を実施。

その他の取り組み

点検計画表の継続的見直し
点検計画表における点検方法, 点検頻度等について, 機器の安全重要度, 劣化要因を考慮して, より妥当性の高い内容に継続的に見直し

◇点検計画表における点検方法, 点検頻度等の継続的見直しを検討するワーキンググループを結成し, 活動中。

保守管理活動全体を管理する「統合型保全システム(EAM)」の活用

・現在開発中のEAMにより, 紙ベースで管理している膨大なデータをシステムで管理
・「原子力強化プロジェクト」は, 発電所と連携して業務プロセスの改善による更なる業務処理の正確性および効率性向上を検討, 実施

◇2号機の点検計画表データをEAM保守管理データとして整備し, 第17回定期検査(H24/1開始)に向けて, H23/12に本運用を開始。
◇1号機についても, 点検計画表データをEAM保守管理データとして整備し, H24/10より運用開始。

点検時期を超過していた機器の健全性評価

◇2号機162機器の全てについて健全性の確認を終了(H22.7.27)
◇1号機349機器の全てについて健全性の確認を終了(H23.1.6)

根本的な原因に対する再発防止対策

根本的な原因

不適合管理

不適合管理を適切, 確実に行うための仕組みが不足していた。

マネジメント

規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく適切な対応ができなかった。

組織・風土

「報告する文化」「常に問いかける姿勢」が組織として不足していた。

原子力品質マネジメントシステムの充実

不適合管理プロセスの改善

- 不適合管理が適切に行われ, 不適合の判断が限られた箇所決定されること等がないよう, 不適合管理プロセスを改善する。
- 不適合管理を専任で行う担当を設置 (H22.6.29)
 <活動状況>・発電所員に対し, 不適合管理の必要性や基準についての教育を実施 (H22.7.29~8.2) ・品質保証講演会 (H22.9.16), 不適合判定検討会委員への専門教育 (H22.10.14)
- すべての不具合情報について検討し処置を決定する「不適合判定検討会」の運用を開始 (H22.8.1)
 <活動状況> 不適合と判定した事象全てを半月毎に当社ホームページ上で公開 (H22.9.7開始)

原子力部門の業務運営の仕組み強化 (保守管理体制・品質保証体制の再構築)

- 規制要求の変化に速やかに対応し, 適切にマネジメントできる仕組みを強化する。
- 原子力部門の重要課題を統括する「原子力部門戦略会議」を設置 (H22.7.27)
 <活動状況> 第1回開催 (H22.7.27) ~ 第103回開催 (H29.4.19)
- 本社, 発電所からなる「原子力安全情報検討会」を設置 (H22.7.30)
 <活動状況> 第1回開催 (H22.8.13) ~ 第71回開催 (H29.2.10)
- 発電所の統括機能を強化し, 責任体制を明確化するため, 品質保証部・保守部を設置 (H22.9.7), 技術部・発電部を設置 (H23.3.1)。

原子力安全文化醸成活動の推進

- 経営における原子力の重要性や地域社会の視点からの安全文化の大切さを全社 (関係会社・協力会社を含む) で醸成する活動を推進する。
- 社長直属の組織として「原子力強化プロジェクト」を設置 (H22.6.29)
 - ・職場話し合い研修: H22年度3回。H23~H25年度年間2回。H26年度以降は年間1回。H29年度は4月~6月に実施中。グループ行動基準も策定。
 - ・役員と発電所・建設所員との意見交換会*1を実施
 H22年度8回。H23年度以降は年間6回 (H25年度は7回)。
 ※1…交換会で提案された意見は, 組織として対応を検討し, 検討結果を提案者へフィードバック
 - ・原子力安全文化醸成研修会を開催: H22年度3回。H23~H25年度年間2回。H26~H27年度は年間1回。H28年度は年間2回。H29年度は5.11に開催。
 - ・福島支援派遣者座談会を実施し, 社内報に掲載 (H23年度)。
 - ・原子力部門関係者の情報交換の場となる社内SNSを活用 (H22.12~H26.12)。
- 社外有識者を中心に構成する「原子力安全文化有識者会議」を設置し開催: H22年度4回。H23年度2回。H23年度以降は年間2回 (H27年度は臨時開催を含み3回)。
- 地元の方々との対話活動の充実
 鹿島町・島根町・橋北地区全戸訪問 (H22年度), 技術系社員による見学会対応 (H22.7~), 定例訪問へ参加 (H22.7~), 地元行事へ積極参加 (H22.9~), 地元意見の職場内共有 (H22.9~)
- 原子力の重要性や安全文化の大切さを全社で確認する「原子力安全文化の日」を制定 (H22.6.3) H23年度から毎年6月に行事実施。H29年度はH29.6.2に発電所で社長訓話, 「誓いの言葉」唱和等を実施するとともに, 全社に対し社長メッセージを発信。
- コンプライアンス強調月間行事として, 点検不備問題に関する風化防止ビデオの視聴など再発防止に向けた取り組みを毎年11月に実施。(H22年度~H26年度*2)
 ※2…H27年度以降はLLW流量計不適切事案の再発防止対策に関する取り組みに見直し